

整骨院・接骨院等での施術と療養費について

重要 整骨院・接骨院等での柔道整復師の施術については、**(注)皆さんが施術を受けた際に確認・署名した「柔道整復施術療養費支給申請書」**が、保険者(健康保険組合・全国健康保険協会・共済組合等)に届いた後審査を行い、要件を満たしたと判断された場合に**「療養費」として健康保険が適用**(自己負担が年齢に応じて2割～3割)されます。



(注) 架空請求・水増し請求が増えています。

署名する際には、施術を受けた部位・回数・日数等を必ず確認してください。
施術を受けた方が子供の場合は、保護者が付き添い確認後、署名をしてください。

1. 療養費の意義・目的

健康保険法では、保険適用の傷病治療は、医師法の適用を受けた医師が在籍する病院・医院等の保険医療機関・保険薬局において、一連の医療サービスの給付を受けることが原則になっています[柔道整復師は医師ではなく、整骨院・接骨院は保険医療機関ではありません](健康保険法第63条)。しかしながら、**傷病治療の為に保健医療機関や保険薬局が果たすことができない役割を「補完」**することを目的に、**特例的に療養費制度が設けられており、支給要件を満たしている場合は現金給付としての療養費(先に全額負担、後日還付請求することにより自己負担分を除いた額)を受けることができます**(柔道整復師の施術に係る療養費は、本来被保険者に現金給付すべきところ、特例的に被保険者に代わって柔道整復師に給付を行う「受療委任制度」が認められています)。

2. 療養費の支給要件(健康保険法第87条)

- (1) 保険適用の原則(健康保険法第63条)である、保険医療機関・保険薬局において、**一連の医療サービスを受けることが困難であるとき**
- (2) 保険医療機関・保険薬局以外の(医療)機関等、または医師法の適用を受けた医師以外の者から治療や手当を受けたことを、**保険者(健康保険組合・全国健康保険協会・共済組合等)がやむを得ないと認めるとき**

審査の結果、支給要件を満たしたと保険者が決定した場合に「療養費」の対象となる具体例

- ① 医師の指示により治療に必要な義手・義足・コルセット等の装具を作成したとき
- ② 海外旅行中の事故など、海外で治療・手当・処方等を受けたとき
- ③ 被保険者証の不携帯時に緊急的に治療・手当・処方等を受けたとき
- ④ 保険医療機関等の休診時間・休日などに緊急的に治療・手当・処方等を受けたとき
- ⑤ 限定された慢性疾患について医師の同意のもと、国家資格取得者であるはり師・鍼灸師から施術を受けたとき
- ⑥ 限定された慢性症状について医師の同意のもと、国家資格取得者であるあん摩マッサージ指圧師から施術を受けたとき
- ⑦ 外傷性であることが明らかな、捻挫・打撲・挫傷(肉離れ)・骨折/脱臼(応急処置以外は医師の同意が必要)について、国家資格取得者である柔道整復師から施術を受けたとき
- ⑧ その他(医師の指示により患者を一時的・緊急的に移送したとき、被保険者証の交付が遅れたとき等)

当健康保険組合では、柔道整復師の施術に係る療養費支給決定の際には、上記の(1)・(2)の支給要件を一律に適用することはなく、別紙「整骨院・接骨院の正しいかかり方」に記載の5条件に照らし合わせて、総合的に給付決定の判断を行っています。